

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第75回）議事概要

1 日時 平成22年12月21日（火） 16時00分～17時17分

2 場所 総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

坂内 正夫（分科会長）、酒井 善則（分科会長代理）、青木 節子、荒川 薫、
伊東 晋、鈴木 陽一、徳田 英幸、服部 武、前田 香織、村上 輝康
（以上10名）

（2）専門委員（敬称略）

安藤 真、藤原 修

（以上2名）

（3）総務省

（情報通信国際戦略局）

久保田総括審議官、竹内技術政策課長、小笠原通信規格課長、
中島通信規格課企画官

（情報通信国際戦略局）

田中情報流通行政局長、稲田官房審議官、安藤情報流通振興課長、
田中放送技術課長、坂中地域放送推進室企画官

（総合通信基盤局）

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、川崎基幹通信課長、
田原移動通信課長、山田電波環境課長

（4）事務局

白川情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長

4 議 題

（1）答申事項

ア 「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「無線周波妨害波およびイミュニティ測定装置の技術的条件」及び「情報技術装置からの妨害波の許容値と測定法」について【昭和63年9月26日付け 電気通信技術審議会諮問第3号】

審議の結果、本技術的条件について一部答申を行った。

【内容】

本件は、無線妨害波の測定装置及び測定法を内容とするCISPR16という規格のうち、妨害波電力の測定法に関する部分と、CISPR22というパソコン等の情報技術装置からの妨害波の許容値と測定法について、最新の国際規格に準拠しようとするもの。

- イ 「2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち「FWAシステムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」について【平成18年2月27日付け 情報通信技術分科会諮問第2021号】

審議の結果、本技術的条件について一部答申を行った。

【内容】

本件は、平成19年に制度化された広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)について、無線による高速インターネットアクセスに対する利用者ニーズの高まりなどを受け、伝送速度の高速化など通信環境の改善や効率的なエリア展開等を図ることを目的とし、BWA高度化に必要な技術的条件をとりまとめたもの。

(2) 諮問事項

「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」について【諮問第2031号】

総務省より諮問を受けた。

【内容】

本件は、第176回臨時国会において改正された放送法で放送設備の維持に関する規定が設けられたことに伴い、放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障による放送中止事故を防止するための技術的条件について審議を行うもの。

(3) 議決事項

国内の標準化に関する審議体制について

次回開催される総会において、審議体制の再編案について事務局報告のとおりに分科会として報告することとした。

【内容】

本件は、去る7月5日に開催された情報通信審議会総会において、大歳会長より「ITUを対象とした現在の標準化の審議体制」について、現在の審議体制を見直し、検討するように指示を受けたもの。

(4) 報告事項

ア 「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「80GHz帯高速無線伝送システムの技術的条件」について【平成14年9月30日付け 情報通信技術分科会諮問第2009号】〈審議開始〉

委員会事務局より報告があった。

【内容】

本件は、国内では未だ利用の進んでいない80GHz帯を使用し、1Gbps以上の伝送速度を実現するシステムの技術的条件について検討を進めるもの。

イ 通信・放送事業団体による環境自主行動計画の取組について

総務省より報告があった。

【内容】

本件は、京都議定書における我が国の目標である、CO2をはじめとする温室効果ガスの1990年比6%削減達成に向けた様々な取組の中で、総務省に係る通信・放送7団体の取組に関して報告があったもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

担当：総務省 情報通信国際戦略局 管理室 調整係 猪飼、吉原

電話 03-5253-5957

FAX 03-5253-5945

メール johotsushin-shingikai_●_soumu.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため、_●_をアットマークに置き換えてください。